

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-3-2))

施策目標名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)							
施策の概要	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための義肢・車いす等の支給、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るための労災就学等援護費の支給、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するための過重労働・メンタルヘルス対策、 などの諸事業を行っています。各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施します。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により、 ・第1条にて、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること ・第2条の2にて、「労働者災害補償保険は、<中略>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)社会復帰促進等事業費:被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費(全部)[平成24年度予算額:157,163,395千円] (項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費:独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:8,229,838千円] (項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費:独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:2,662,245千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	187,006,979	178,605,719	173,012,779	168,113,888	168,055,478	162,507,727
		補正予算(b)	-	7,431,785	-	17,046,636	0	
		繰越し等(c)	250,044	167,091	1,359,183	-57,053	216,950	
		合計(a+b+c)	187,257,023	186,204,595	174,371,962	185,103,471	168,272,428	
	執行額(千円、d)	167,528,624	162,663,275	151,183,920	168,512,956			
執行率(%、d/(a+b+c))	89.46%	87.36%	86.70%	91.04%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
測定指標	労災保険の社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	-	55.80%	66%	70.40%	集計中		前年度以上	
年度ごとの目標値	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上			
参考・関連資料等	平成23年第1回社会復帰促進等事業に関する検討会議事要旨 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001lwcm.html 平成23年第2回社会復帰促進等事業に関する検討会議事要旨 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001zbbb.html 平成24年第1回社会復帰促進等事業に関する検討会議事要旨 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ghkh.html 平成24年第2回は11月に開催予定。							
担当部局名	労働基準局労災補償部労災管理課	作成責任者名	労災管理課長 木暮 康二	政策評価実施時期	平成24年9月			